

令和3年度
長崎県公共事業評価監視委員会

詳細審議
再評価対象事業

砂防-1 大規模特定砂防事業
(火山砂防)
矢の平川

長崎県

詳細説明 (1)

【事業目的】

土砂と流木が一体となって流出する土石流を捕捉し洪水を安全に流下させるために、谷の出口に砂防堰堤工を、砂防堰堤下流に溪流保全工を設置する。また、捕捉した土砂や流木を除去しやすいように管理用道路を砂防堰堤の直下流や上流の堆砂敷まで併せて設置する。



砂防堰堤を下流から撮影
(長崎市大宮町大宮川 (二) R3.3撮影)

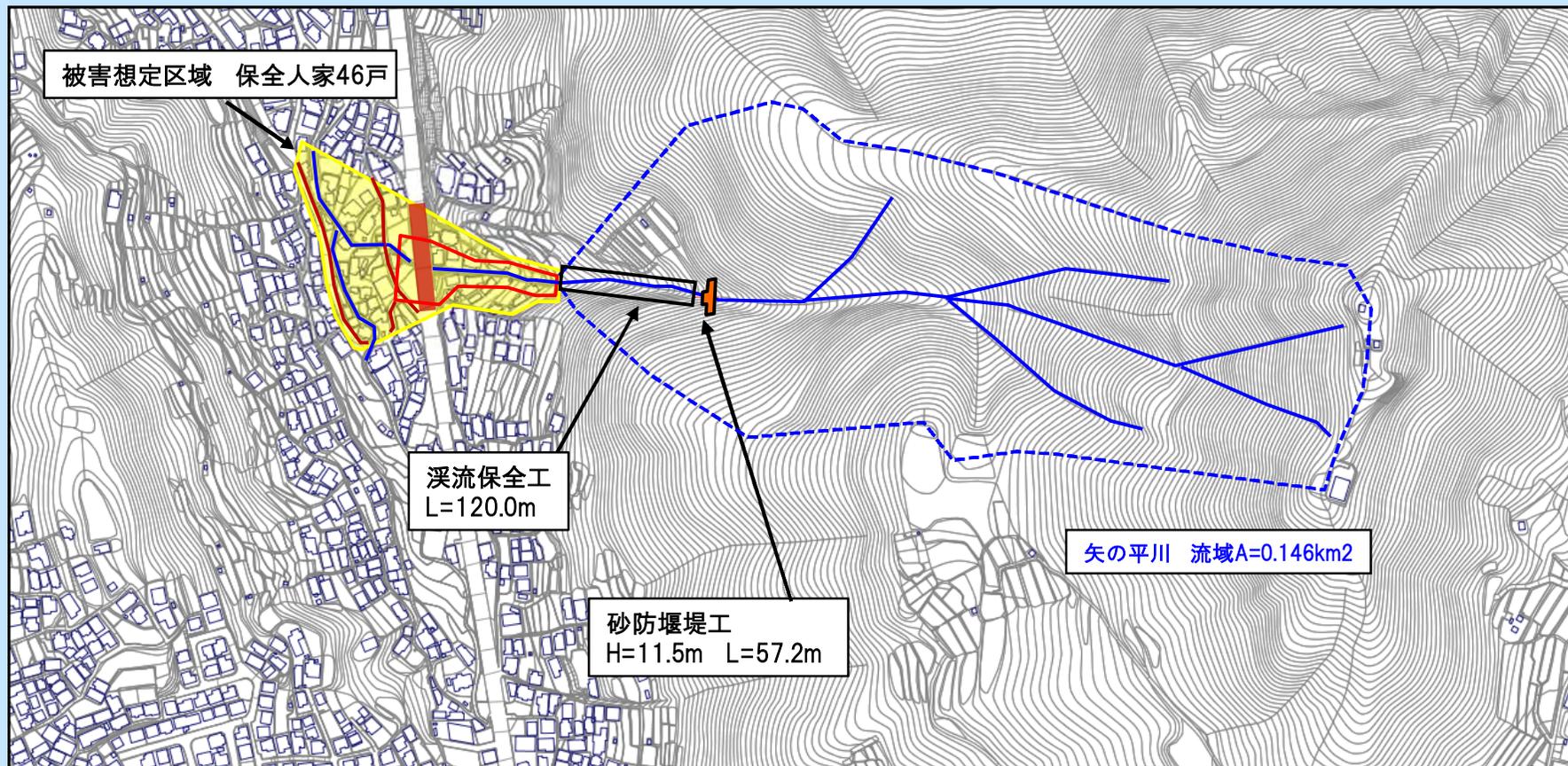


砂防堰堤を上流から撮影
(長崎市大宮町大宮川 (二) R3.3撮影)

詳細説明 (2)

【事業の効果】

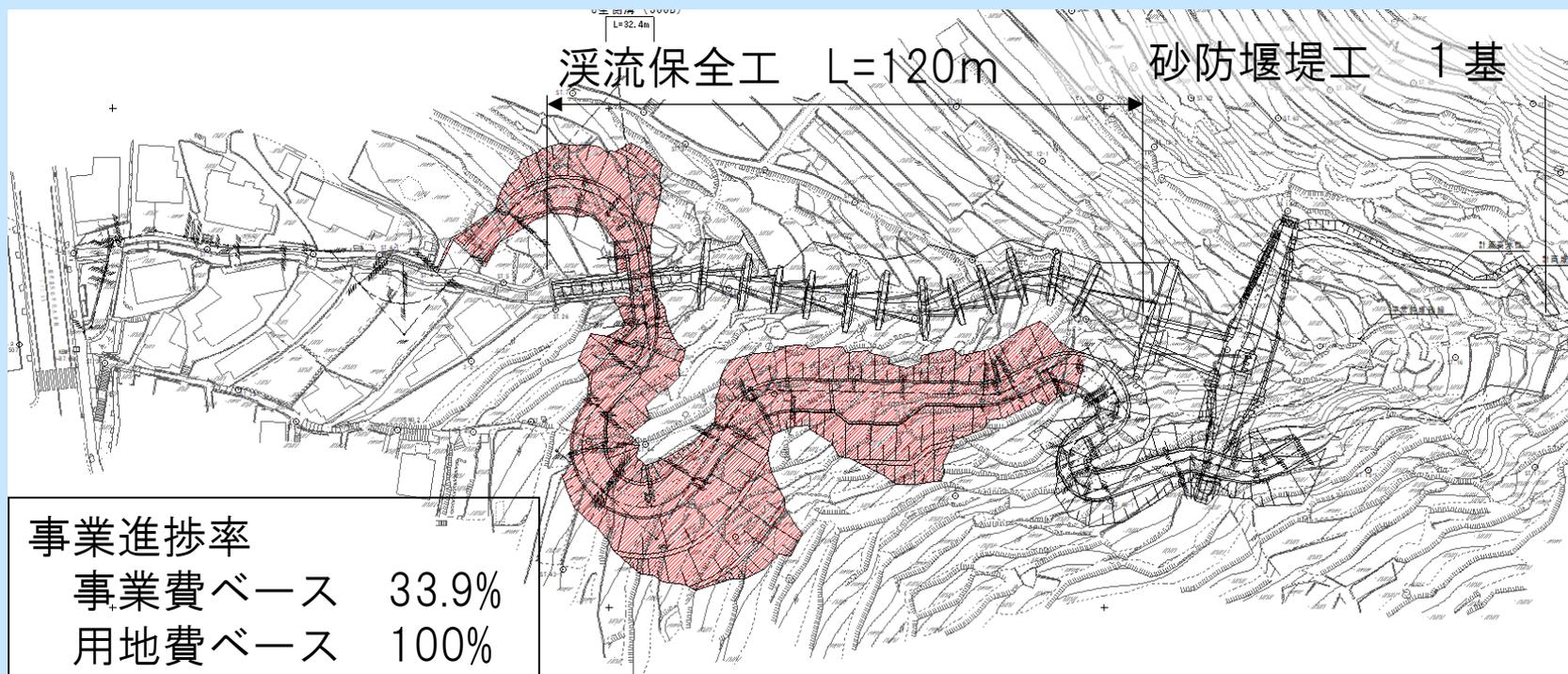
保全対象としては土石流が発生した際に被害が及ぶ土砂災害警戒区域内に人家46戸や市道など重要な公共施設を含む。



詳細説明 (3)

【完了工期】 H29(前回) →R8(今回)

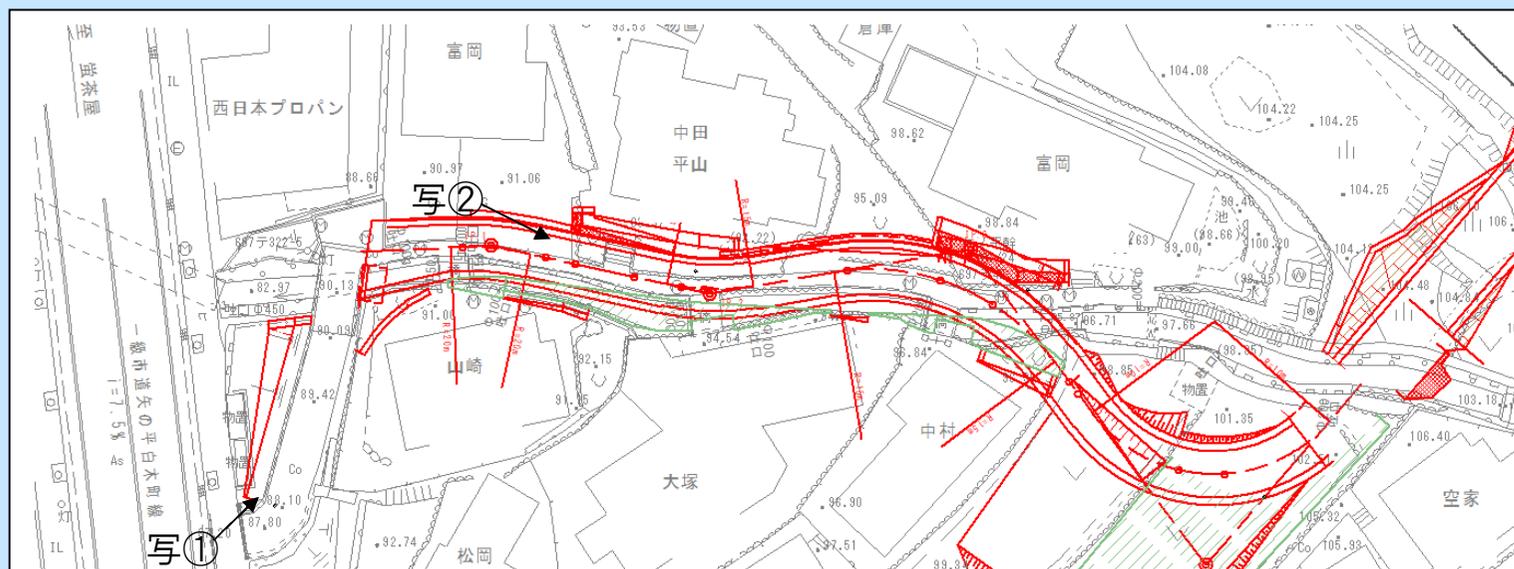
- ・ 相続権者多数により事業用地取得に不測の日数を要した。
(令和元年12月事業用地取得完了)
- ・ 現在は管理用道路の工事を実施中。



詳細説明 (4)

【事業費の見直し】

- ・ 地元調整の結果、工事用道路が狭小となり、小型車両による施工方法に変更したことにより全体の工事費増。
- ・ 労務費等の上昇により工事費が増。



写真①



5



写真②



詳細説明 (5)

【捕捉説明：費用対効果について】

項目	前回評価 (平成23年度)	今回評価 (令和3年度)
全事業	3.82 = 16.65億円 / 4.36億円	3.99 = 32.27億円 / 7.31億円

〔費用〕

- ・砂防設備整備に要する事業費(工事費、用地費)、維持管理に要する費用

〔便益〕

- ・人的被害(逸失被害)、人家、公共施設等の直接被害軽減効果
- ・人的被害(精神的損失)等の間接的被害軽減効果

〔プラス要因〕

- ・人家戸数4戸増加〔マイナス要因〕
- ・事業費の増(労務単価の増)
- ・工期の延長(相続権者多数による用地解決の遅延)

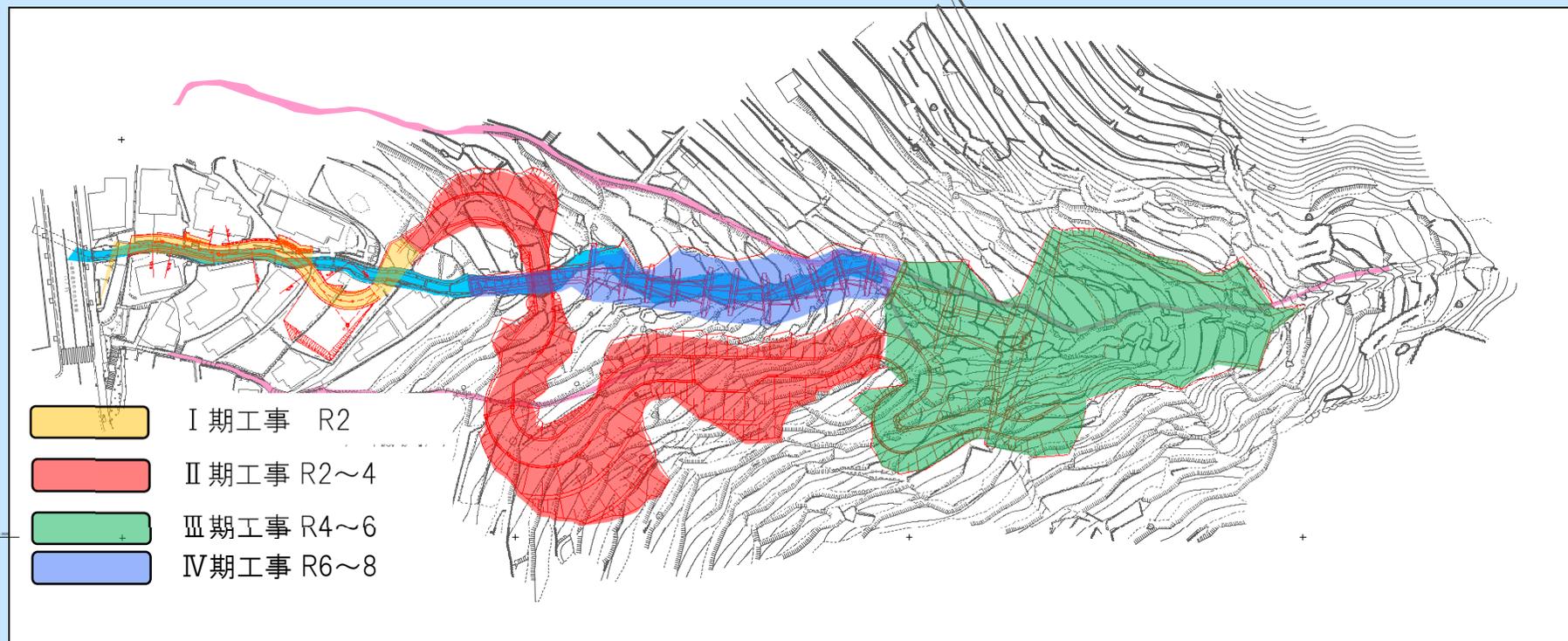
〔その他の要因〕

- ・費用便益分析マニュアルの改定(R3年1月)(プラス側)
(間接被害額の中で精神的被害に関する項目の追加 【精神的被害額:2.26億円/人】)

詳細説明 (6)

【今後の予定】

進入路が限定されるため、順次施工することしかできないため、工事の完成は令和8年を予定している。



対応方針
(原案)



継続